

# 2

令和4年第2回  
多治見市議会臨時会  
議案説明資料

令和4年5月9日

## 目次

報第3号	専決処分の報告について	1
報第4号	専決処分の報告について	1
報第5号	専決処分の報告について	1
報第6号	専決処分の報告について	1
報第7号	専決処分の報告について	2
承第2号	専決処分の承認を求めるについて	2
承第3号	専決処分の承認を求めるについて	3
議第57号	多治見市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正するについて	3
議第58号	多治見市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正するについて	3
議第59号	多治見市職員の給与に関する条例等の一部を改正するについて	4
議第60号	物品供給契約の締結について	5
議第61号	物品供給契約の締結について	6
議第62号	市道路線の廃止及び認定について	6

### 報第3号 専決処分の報告について

令和3年5月26日午前9時40分頃、市内平和町5丁目地内の交差点付近において、本市職員（三の倉センター所属）の運転する公用車が、県道15号線を東進中に、北路外から同線の左側車線に停止していた車列の間を抜けて右折しようとして進入してきた軽自動車と接触し、同車両左前部及び左側面を破損させ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を令和4年3月30日、24,543円と定めた。

〔過失割合：市側15%、相手側85%〕

### 報第4号 専決処分の報告について

令和4年2月1日午後6時45分頃、市内大藪町字八反田地内において、市道914800線を北西方向に走行中の普通自動車が、アスファルトの剥離により路肩に生じた段差部分にはまり、同車両左側前輪のタイヤ及びホイールを破損した。

これに対する損害賠償額を令和4年4月18日、159,086円と定めた。

〔過失割合：市側80%、相手側20%〕

### 報第5号 専決処分の報告について

水道料金の未収金について、権利を放棄した（令和4年3月31日専決処分）。

(1) 放棄する金額 1,729,922円(71人)

※平成19年度・平成21年度～令和元年度の水道料金の未納分

(2) 放棄の理由

(債務者1～70) 債務者が無資力、所在不明、支払いに応じない等のため、対象の債権について、消滅時効に係る時効期間が満了し、かつ、債務者が時効の援用をする見込みがあるため。

(債務者71) 破産法第253条第1項の規定により債務者が対象の債権についてその責任を免れたため。

※ 督促状の発送（毎月）、一斉催告書の発送（年2回）、校区担当者による随時の催告書発送及び電話催告等を実施。3箇月以上滞納している使用者へは停水を実施（昨年度は5回）し、支払がない場合はメーターを撤去している。

閉栓後に滞納者が市外に転出した場合は、連絡不能や催告しても支払いに応じないケースが多い。

### 報第6号 専決処分の報告について

生活保護費返還金の未収金について、権利を放棄した（令和4年3月31日専決処分）。

(1) 放棄する金額 103,460円(1人)

(2) 放棄の理由 債務者が死亡したが、配偶者及び子がなく、父母は既に死亡しており、兄弟姉妹は相続放棄したため、徴収停止を実施。その後1年以上経過したため。

## 報第7号 専決処分の報告について

- 1 概要 平成18年3月31日に原告と被告が土地賃貸借契約を締結した普通財産である土地（多治見市笠原町字上原1060番2）について、被告が支払っていない平成23年度の賃料の一部及び平成24年度から令和2年度までの賃料の支払いを求めるため、訴訟を提起した（令和4年3月7日専決処分）。
- 2 当事者 原告 多治見市 代表者 多治見市長 古川 雅典  
被告 \* \* \* \* \*  
\* \* \* \*
- 3 訴訟物の価額 一金 226,685円

## 承第2号 専決処分の承認を求めるについて 多治見市税条例の一部を改正するについて

- 1 改正趣旨  
地方税法の一部改正（令和4年法律第1号。令和4年4月1日施行）に伴い、所要の改正を行った（令和4年3月31日専決処分）。
- 2 主な改正内容
  - (1) 旧社団法人及び財団法人（現：一般・公益社団法人及び一般・公益財団法人）の移行期間終了（平成25年11月末）から7年が経過したことに伴い、寄附金税額控除に係る規定中の用語を改める（第38条関係）。
  - (2) 地方税法の一部改正に伴う項ずれについて、引用箇所を改める（第55条関係）。
  - (3) 固定資産税の課税標準の特例（わがまち特例）について、次の改正を行う。
    - ア 新たに下水道が整備されたことにより除害施設の設置義務が生じる者が取得する償却資産の軽減割合について、参酌割合に基づき5分の4（現行：4分の3）に改める（附則第9条の2第2項関係）。
    - イ 地方税法の一部改正に伴う項ずれについて、引用箇所を改める（附則第9条の2第3項～第15項関係）。
  - (4) 貸家住宅等に対する固定資産税の減額について、省エネ改修工事を行った住宅に係る特例措置の拡充等に伴い、使用する用語を改める（附則第9条の3関係）。
  - (5) 令和4年度に限り、商業地等に係る固定資産税の課税標準額の上昇幅を、評価額の2.5%（現行：5%）とする（附則第11条関係）。
- 3 施行日  
令和4年4月1日

### 承第3号 専決処分の承認を求めるについて

#### 多治見市都市計画税条例の一部を改正するについて

##### 1 改正趣旨

地方税法の一部改正（令和4年法律第1号。令和4年4月1日施行）に伴い、所要の改正を行った（令和4年3月31日専決処分）。

##### 2 主な改正内容

(1) 地方税法の一部改正に伴う項ずれ等について、都市計画税の課税標準の特例の規定中の引用箇所を改める（附則第2項、附則第3項及び附則第15項関係）。

(2) 令和4年度に限り、商業地等に係る都市計画税の課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%（現行：5%）とする（附則第5項関係）。

##### 3 施行日

令和4年4月1日

### 議第57号 多治見市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正するについて

##### 1 改正趣旨

令和3年人事院勧告における一般職職員の期末手当支給割合の引下げに準じ、市議会議員の期末手当支給割合を改めるほか所要の改正を行う。

##### 2 改正内容

(1) 期末手当の支給割合を次のとおり改める（第5条関係）。

（単位：月分）

区分	改正前	改正後	
		令和4年度	令和5年度以降
6月	2.2	2.125（調整後1.975）	2.125
12月	2.2	2.125	2.125
合計	4.4	4.25（調整後4.10）	4.25

(2) 令和3年人事院勧告に係る令和3年12月支給分の期末手当の減額分（0.15月分）を、令和4年6月支給分の期末手当から調整額として減ずる。

##### 3 施行日

令和4年6月1日

### 議第58号 多治見市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正するについて

##### 1 改正趣旨

令和3年人事院勧告における一般職職員の期末手当支給割合の引下げに準じ、市長、副市長及び教育長の期末手当支給割合を改めるほか所要の改正を行う。

##### 2 改正内容

(1) 期末手当の支給割合を次のとおり改める（第5条関係）。

(単位：月分)

区分	改正前	改正後	
		令和4年度	令和5年度以降
6月	2.2	2.125 (調整後1.975)	2.125
12月	2.2	2.125	2.125
合計	4.4	4.25 (調整後4.10)	4.25

(2) 令和3年人事院勧告に係る令和3年12月支給分の期末手当の減額分(0.15月分)を、令和4年6月支給分の期末手当から調整額として減ずる。

### 3 施行日

令和4年6月1日

## 議第59号 多治見市職員の給与に関する条例等の一部を改正するについて

### 1 改正趣旨

令和3年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、次の条例について所要の改正を行う。

- (1) 多治見市職員の給与に関する条例
- (2) 多治見市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例
- (3) 多治見市一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例
- (4) 多治見市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

### 2 主な改正内容

- (1) 多治見市職員の給与に関する条例の一部改正(第1条・第2条)
  - ア 期末手当の支給割合を次のとおり改める(第18条の4関係)。

(単位：月分)

区分		改正前	改正後	
			令和4年度	令和5年度以降
一般職員 (特定管理職員を除く。)	6月	1.275	1.2 (調整後1.05)	1.2
	12月	1.275	1.2	1.2
	合計	2.55	2.4 (調整後2.25)	2.4
一般職員 (特定管理職員)	6月	1.075	1 (調整後0.85)	1
	12月	1.075	1	1
	合計	2.15	2 (調整後1.85)	2
再任用職員 (特定管理職員を除く。)	6月	0.725	0.675 (調整後0.575)	0.675
	12月	0.725	0.675	0.675
	合計	1.45	1.35 (調整後1.25)	1.35
再任用職員 (特定管理職員)	6月	0.625	0.575 (調整後0.475)	0.575
	12月	0.625	0.575	0.575
	合計	1.25	1.15 (調整後1.05)	1.15

イ 保育士又は幼稚園教諭については、令和4年度分の期末手当に限り、アの引下げを行わないこととする(第18条の4関係)。

- (2) 多治見市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正（第3条）

期末手当の支給割合を次のとおり改める（第9条関係）。

（単位：月分）

区分	改正前	改正後	
		令和4年度	令和5年度以降
6月	2.225	2.15（調整後2.00）	2.15
12月	2.225	2.15	2.15
合計	4.45	4.3（調整後4.15）	4.3

- (3) 多治見市一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部改正（第4条）

期末手当の支給割合を次のとおり改める（第6条関係）。

（単位：月分）

区分	改正前	改正後	
		令和4年度	令和5年度以降
6月	2.225	2.15（調整後2.00）	2.15
12月	2.225	2.15	2.15
合計	4.45	4.3（調整後4.15）	4.3

※(1)から(3)までにおける令和4年度6月の値（調整後）は、参考として調整額を0.15月分相当（再任用職員は0.1月分相当）として計算したもの。

- (4) 多治見市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正（第5条）

(1)に伴い、所要の改正を行う（第20条及び第30条関係）。

- (5) (1)から(3)までについて、令和3年人事院勧告に係る令和3年12月支給分の期末手当の減額分を、令和4年6月支給分の期末手当から調整額として減ずる。

### 3 施行日

- (1) 令和4年度以降の期末手当の改定及び令和3年12月支給分の期末手当の調整  
令和4年6月1日
- (2) 保育士又は幼稚園教諭に対する令和4年度の特例の廃止 令和5年4月1日

## 議第60号 物品供給契約の締結について

- 1 契約の目的 救助工作車Ⅱ型購入
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 一金 142,780,000円
- 4 契約の相手方 岐阜市金園町3丁目25番地  
株式会社ウスイ消防  
代表取締役 臼井 潔

### 【参考】

入札の執行状況：

- ・ 応札者数 9者（10者指名）
- ・ 落札率（落札金額／予定価格） 99.92%
- ・ 入札日 令和4年4月20日

事業概要：

- 1 日野自動車 レンジャー（2KG-GX2AGBF）
- 2 数量 1台
- 3 履行期間 契約日～令和5年3月10日 仮契約日 令和4年4月21日

### 議第61号 物品供給契約の締結について

- 1 契約の目的 消防ポンプ自動車（CD-1型）購入
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 一金 20,900,000円
- 4 契約の相手方 岐阜市金園町3丁目25番地  
株式会社ウスイ消防  
代表取締役 臼井 潔

#### 【参考】

入札の執行状況：

- ・ 応札者数 9者（10者指名）
- ・ 落札率（落札金額／予定価格） 98.09%
- ・ 入札日 令和4年4月13日

事業概要：

- 1 日野自動車 消防ポンプ車（モリタ製）
- 2 数量 1台
- 3 履行期間 契約日～令和5年3月10日 仮契約日 令和4年4月20日

### 議第62号 市道路線の廃止及び認定について

区分	市道の名称	起点と終点			延長
廃止	331701線	多治見市	小名田町7丁目28番	地先から	1,085.0m
		同 市	小名田町7丁目59番	地先まで	
認定	331701線	多治見市	小名田町7丁目25番3	地先から	1,085.0m
		同 市	小名田町7丁目59番	地先まで	

#### <議第62号理由>

寄附を受けた敷地を道路法敷に含めるため、現在の市道路線を廃止し、新たに認定する。

市道路線延長に増減がないのは、今回新たに市道区域に含める敷地が道路法敷のみであるため。

S=1:3000

